

東京地方裁判所委員会報告

～第51回「裁判所における 新型コロナウイルス感染症対応について」～

東京地方裁判所委員会委員 東京弁護士会 市川 充(47期) ●Mitsuru Ichikawa

令和2年10月14日に開催された第51回東京地方裁判所委員会について報告します。

1 東京地裁民事部の新型コロナウイルス感染症対応について

民事部所長代行からは、以下のような説明がありました。

緊急事態宣言発出後は、緊急性の高い事件は継続し、それ以外の事件は期日を取り消した。電話会議・ウェブ会議による期日や判決期日についても取り消したのは、期日を続ければ、代理人が依頼者と打合せ等を行うことにより感染拡大の恐れがあったからである。

宣言解除後は段階的に業務を再開したが、その際の感染防止対策は、マスク着用・換気・消毒、電話会議・ウェブ会議の利用、当事者複数出頭の場合の法廷の使用等である。また、法廷が混雑しないように、1週おきに開廷する隔週開廷を実施している。

隔週開廷により期日の入り方が遅くなったが、計画審理が充実してきた、弁護士のリモート会議の活用が進み、依頼者との接触が増えることにはならないと思われる、といった分析が紹介されました。

2 新型コロナウイルス感染防止と刑事裁判

刑事部所長代行からは、以下のような説明がありました。

緊急事態宣言発出後は、裁判員裁判はすべて延期した。勾留中の被告人の事件は原則予定どおり開廷し、在宅起訴・保釈中の被告人の事件は延期した。宣言解除後は、裁判員候補者の体温測定、マスク着用、手指消毒の依頼、広い待合室や評議室を使用するなど防止策を施したうえで、裁判員裁判を再開した。そのほか、民事部同様の防止策を講じた。

3 意見交換

冒頭に、東弁が会員に対して行った、裁判所の対応に関するアンケートの結果（判決期日や電話会議が取り消されたのは一律的過ぎではないか、書面の提出・受領が専らファックスというのは問

題ではないか、裁判官の指示があれば期日に準備書面のやりとりができたのではないか、書記官が自宅待機になったので連絡ができるまで何日も要した等）の一部が弁護士委員によって紹介され、このアンケート結果が東京地家裁に要望書とともに提出されたこと、現場の弁護士がこのような感想をもっていたことを認識したうえで意見交換をしてほしい旨の発言がありました。

他の委員からは、現在、裁判所の建物内の換気は十分に行われているのか、来庁者全員にPCR検査はできないのか、裁判所入口で体温測定をしていない理由は何か、傍聴席の制限を緩和しないのか等の質問がなされました。裁判所からは、ドアを開け、広い部屋を使用するなど換気に気を付けている、来庁者全員にPCR検査をすることは現時点では考えていない、発熱がない感染者もいるので体温計測が効果的とは考えていない、傍聴人に住所などは聞けないのでクラスターが生じたとき追跡できる状態になく、傍聴席は制限せざるを得ないとの回答がありました。

その他、これを機にデジタル化を推進してほしい、調停でもウェブ会議などを取り入れる工夫がなされているのでIT化を進め司法制度を国民が身近に感じるようにしてもらいたいとの意見も出されました。

4 フィードバックの報告

地裁事務局長からは、第40回から第44回までの地裁委員会で出された意見について、地裁がこれの一部取り入れて反映させていることが紹介されました。

5 次回令和3年2月26日のテーマは「犯罪被害者の保護」となりました。

※地裁・家裁の各委員会でも取り上げてもらいたい話題やご意見等がありましたら、当会バックアップ協議会担当者（第二東京弁護士会司法調査課 電話番号03-3581-2259）までご連絡ください。